(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町七久保三〇一四の一四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七久保三〇一四の一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村駒二三五二の二六八から二三五二の二八三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口字大久保一九六五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保一九六五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県大町市社字中洞三五四の一〇まで、一一七二の二五、一一七二の三二の一〇から一一七二の三二まで、一一七二の四八、一一七二の四九、一一七二の八〇、一一七二の八三、一一七二の九六、一一七二の一〇三、一一七二のイの一、一一七二のイの五、一一七二のイの八、一一七二のイの一二から一一七二のイの一五まで、一一七二のイの一七から一一七二のイの二一まで、一一七二のイの二三から一一七二のイの二五まで、一一七二のイの二八から一一七二のイの三三まで、一一七二のイの八八字本入一一七三の一から一一七三の三まで、一一七三の五、一一七三の九、一一七三のイの一六から一一七三のイの三〇まで、一一七三のイの三四から一一七三のイの四七まで、一一七三のイの六四から一一七三のイの六六まで、一一七三のイの六八から一一七三のイの七四まで、一一七三のイの七九から一一七三のイの八二まで、一一七三のイの八五から一一七三のイの一〇〇まで、一一七三のイの一〇一から一一七三のイの一〇五まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七三のイの一〇六から一一七三のイの一〇九まで、一一七三のイの一一一から一一七三のイの一一八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字中土一九二七八（次の図に示す部分に限る。）、字横根九三二六、九三二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字中土一九二七八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市字目大字南田原字ヨコ畑二一六一の一、中津市山国町小屋川字雲押一五四七の一から一五四七の三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字焼尾二六一八の一、二六二一、二六四八、二六四九、二六五一、二六五三、二六五四の一、二六五六の一、二六五六の二、二六六〇、二六六一、二六六四、字聖迫二六七〇、二六七二の一、二六八三の三、字広渡下二六八四の二、二六八五、二六八八